

▼INDEX

- 1 JASDAQ上場主要会社株式の値動きを示す新指数「JASDAQ-TOP20」10月の推移
 - 2 上場会社動画配信情報
 - 3 上場会社の個人投資家向け説明会情報
 - 4 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

開示検査について(その5)

引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、開示検査の課徴金納付命令事案のうち、「伝統的」な架空売上げ案件を取り上げた。ポイントとしては、当該案件は、いわゆる循環取引といわれる、加工業種において発生したものであるが、多数の協力会社等の介在により、大変複雑な外観となっているが、どんなに複雑に循環させても、「無から有」は作り出せないものであり、どこかで、売上の実在性や資金の流れの異様さが浮き出てくるものなのであるため、摘発は免れ得ないという点にあった。

また、もう一点、こうした循環取引に介在している、協力会社の問題に関し、「仲間内のなれあい」的な意識で不適正な会計処理が助長されることはあってはならないものであり、仮に非上場企業であっても、適正な会計処理を行うことの意義を再度認識され、不適正処理に協力などしないよう努めていただくことが不可欠であることを述べた。

今回は、伝統的加工業種に係る循環取引ではないものの、後者の論点、すなわち、「仲間内のなれあい」的な意識が、当該業種の取引慣行にあるとすれば、これは不適正な会計処理として厳正に処断されることとなることを示すとともに、当該業種の取引に関わる幅広い主体に、そうした意識を持っていただく必要があることから、紹介するものである。

すなわち、この連載の「開示検査について(その3)」において紹介したように、課徴金納付命令を被った業種のうち、最も多い業種は、情報・通信業である。情報・通信業、なかんずく、いわゆるIT関連産業においては、特にソフトウェア等の売上計上に関して、不適正な会計処理が多数見られたことから、会計団体においても会計処理の考え方を明らかにし、その是正を図る取り組みが進められているところであるが、依然として、売上対象物が、いわゆる有体物でないことを「悪用」した事例が見られる。

今回の事例は、情報・通信業者で、東証マザーズに上場していた社であり、ある

期の有価証券報告書において、架空売上の計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等により、連結当期純損益が▲10億2000万円であるところを▲6億7700万円と、また、連結純資産額を24億7500万円とすべきところを、33億1700万円と記載し、さらに、次の半期報告書及び同訂正報告書においても虚偽記載を行ったことから、計600万円の課徴金納付命令を受けたものである。

その動機等は、当社が売上成長と株価上昇を過度に意識していたことにあり、手口としては、当社と複数の会社との間で、架空のコンサルティング料や匿名組合出資を通じた不正な資金循環取引を行うことにより、架空売上の計上、無形固定資産の過大計上等不適正な会計処理を行っていたものである。

本件は、大きく3つの手口に分類されるが、複雑な内容なので、詳細は、「金融商品取引法における課徴金事例集(平成22年6月)」p.97-99をご覧ください。

このうち、一つの手口は、いわゆる「商社的取引」慣行の利用というものであり、システムを単に横流しするだけで、付加価値も加えておらず、売上計上の実在性に疑義があるにもかかわらず、利益を過大計上し、同額の売掛金を過大計上するものである。このケースでも、当社の社長の知人が代表取締役を勤めていた会社のグループ企業から、別の会社のシステムを購入するにあたり、資金融通の依頼があったことから、先に述べたように、システム売買そのものにビジネスとしての実在性に疑義があったにもかかわらず、商社的に介在し、売上を計上したものである。

もう一つは、システム構築というものに関し、有体的売上チェックが厳しく行われなことを「期待した」と思われる、架空のシステム構築の請負による売上の計上である。架空の構築なので、相手会社から代金は支払われるものの、当然、キャッシュバックが必要となる。このため、当社と親密な他社に資金を貸し付けて、相手会社のグループ会社に架空のコンサルティング料として支払いを行い、資金を循環させたものである。

こうした、商社的取引慣行の存在を悪用した不適正会計や、ソフトウェア開発における収益認識に関し困難な点が存在すること、また、ソフトウェアの開発等に係る契約形態が複雑であることから、収益・売上認識が各々となるといった問題点は、従来より認識され、会計士専門家からの是正に向けた提言等もあり、関係者が努力を払ってきているところであるが、依然として、上記のような事例があることは、大変残念なことである。

今回は、こうした問題について、会計専門家から、どのような提言が行われているかを併せて紹介し、本件のような不適正会計処理の防止を図る必要性を再度強調させていただくこととした。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>
